

平成28年第4回西郷村議会定例会

議事日程（5号）

平成28年12月13日（火曜日）午前10時開議

- 日程第 1 議案第66号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 議案第67号 村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 議案第68号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第69号 西郷村税条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第70号 西郷村国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第71号 西郷村農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例
- 日程第 7 議案第72号 西郷村民屋内プール条例
- 日程第 8 議案第73号 平成28年度西郷村一般会計補正予算（第3号）
- 日程第 9 議案第74号 平成28年度西郷村墓地特別会計補正予算（第3号）
- 日程第10 議案第75号 平成28年度西郷村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第11 議案第76号 平成28年度西郷村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第77号 平成28年度西郷村農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第13 議案第78号 平成28年度西郷村介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第79号 平成28年度西郷村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 西郷村福祉の推進に関する特別委員会の中間報告の件
- 日程第16 発議第13号 西郷村内の国道、県道及び村道に係る横断歩道、一時停止線等の早期修繕を求める陳情書の提出について
- 日程第17 議会運営委員会の閉会中における継続審査の結果について
- 日程第18 総務常任委員会の閉会中における継続審査の結果について
- 日程第19 文教厚生常任委員会の閉会中における継続審査の結果について
- 日程第20 西郷村福祉の推進に関する特別委員会の閉会中における継続審査の結果について
- 日程第21 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第22 総務常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 日程第23 産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 日程第24 文教厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 日程第25 西郷村福祉の推進に関する特別委員会の閉会中の調査の件
- 日程第26 閉会

・出席議員（15名）

1番 松田隆志君	2番 高橋廣志君	3番 真船正康君
4番 鈴木勝久君	5番 欠員	6番 南館かつえ君
7番 藤田節夫君	8番 金田裕二君	9番 秋山和男君
10番 矢吹利夫君	11番 上田秀人君	12番 後藤功君
13番 佐藤富男君	14番 大石雪雄君	15番 真船正晃君
16番 白岩征治君		

・欠員（1名）

・欠席議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	佐藤正博君	副村長	大倉修君
教育長	鈴木且雪君	会計管理者兼 会計室長	芳賀盛男君
参事兼 総務課長	山崎昇君	参事兼 税務課長	近藤伸男君
住民生活課長	鈴木真由美君	放射能対策 課長	菅野一君
福祉課長	真船貞君	健康推進課長	長谷川洋之君
商工観光課長	福田修君	参事兼 農政課長	東宮清章君
建設課長	鈴木宏司君	企画財政課長	田中茂勝君
学校教育課長	高野敏正君	生涯学習課長	伊藤秀雄君
農業委員会 事務局長	若林哲雄君	上下水道課 課長補佐兼 水道業務 課長	和知正道君

・本会議に出席した事務局職員

議会事務局長 兼監査委員 主任書記	藤田哲夫	次長兼 議事係長兼 監査委員書記	黒須賢博
専門主査兼 庶務係長	相川佐江子		

◎開議の宣告

○議長（白岩征治君） おはようございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎諸般の報告

○議長（白岩征治君） 日程に入るに先立ち、議長より諸般の報告をいたします。

本日、上下水道課長が都合により欠席する旨の通知がありました。

よって、本日は上下水道課長にかわり課長補佐が出席しておりますので、ご報告いたします。

それでは、本日の日程に入ります。

◎議案第66号に対する質疑、討論、採決

○議長（白岩征治君） 日程第1、議案第66号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第66号「議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手多数）

○議長（白岩征治君） 挙手多数であります。

よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

◎議案第67号に対する質疑、討論、採決

○議長（白岩征治君） 続いて、日程第2、議案第67号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第67号「村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手多数）

○議長（白岩征治君） 挙手多数であります。

よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

◎議案第68号に対する質疑、討論、採決

○議長（白岩征治君） 続いて、日程第3、議案第68号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 質疑なしと認めます。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第68号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(白岩征治君) 挙手全員であります。

よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

◎議案第69号に対する質疑、討論、採決

○議長(白岩征治君) 続いて、日程第4、議案第69号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第69号「西郷村税条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(白岩征治君) 挙手全員であります。

よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

◎議案第70号に対する質疑、討論、採決

○議長(白岩征治君) 続いて、日程第5、議案第70号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第70号「西郷村国民健康保険税条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(白岩征治君) 挙手全員であります。

よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

◎議案第71号に対する質疑、討論、採決

○議長（白岩征治君） 続いて、日程第6、議案第71号に対する質疑を許します。
（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
討論を行います。
（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。
これより採決を行います。

議案第71号「西郷村農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（白岩征治君） 挙手全員であります。
よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

◎議案第72号に対する質疑、討論、採決

○議長（白岩征治君） 続いて、日程第7、議案第72号に対する質疑を許します。
（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
討論を行います。
（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。
これより採決を行います。

議案第72号「西郷村民屋内プール条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手多数）

○議長（白岩征治君） 挙手多数であります。
よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

◎議案第73号に対する質疑、討論、採決

○議長（白岩征治君） 続いて、日程第8、議案第73号に対する質疑を許します。
14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 議案第73号、一般会計の補正予算についてお伺いいたします。
1点のみでありますけれども、区分で臨時職員の方々の区分で説明がされておりますが、村の臨時職員という方々はどのくらいの方々の人数の方々がいるのか、お知らせ願いたいと思います。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） 大石議員の質疑にお答え申し上げます。
臨時職員何人いるのかということですが、現在108名ほど在籍しております。

○議長（白岩征治君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 再度質疑を続けたいと思います。
多少関連になってしまいますけれども、答弁のほうをお願いしたいと思います。

今ほど、課長のほうから臨時職員が108名いるということなんですが、在任期間ほどのくらの年数なのか、お知らせ願いたいと思います。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） お答えいたします。

108名のうち、地方公務員法22条の職員に関しましては、地方公務員法の規定、6か月、延ばして1年という規定がございますので、3年を一応めどに雇用しております。嘱託職員、それから資格職につきましては、どうしても人が集まらないということもございまして、一応継続の形で雇用しております。

○議長（白岩征治君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 108名の臨時職員がいて、そして、臨時職員の雇用が最高3年間、半年なり1年ごとにもう一度契約するか何かでやってきていると思うんですが、108名の臨時職員がいると、募集の段階でハローワークのほうにお願いする段階が多くなるのではないかなと。108名のうちには、嘱託の職員とか資格を持った職員とか、5年間の人もいると思うんですが、その辺どうなんですか。人事の係のほうでは戸惑いというのではないんですか、募集する段階においての戸惑いはどうですか。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） お答えいたします。

22条職員という方、今現在、事務の一般補助ということで24名ほどおるわけですが、そのほかですと、嘱託、それから臨時ということで保育園、それから児童クラブ、それから子ども遊び場、そういったところで50名ほど雇用しておりますので、そういった方、資格職の方もいらっしゃいますので、そちらは別としまして、一般職の24名につきましても、当然就職が決まったり、ほかで職が見つかったりすればやめていく方もいらっしゃるわけなんですけれども、その都度、ハローワークを通して現在全て募集という形でかけておりますが、そこに職を求めている方たち、現在雇用の状況は若干いい状況ですので、なかなか募集しても集まらないような状況ではございます。そういった状況にありまして、現在1年ではなかなか人も来ないんで、必ず、単年度予算ですから約束するものではございませんが、一応3年ということを目安に、募集自体は1年でも3年を目安ということでご理解をいただいて採用しているところです。

○議長（白岩征治君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 私の記憶違いかわからないんですが、以前は5年だったような気がするんですが、いかがでしょう。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） お答えいたします。

以前は5年という形でやっておりました。それで、民間のほうは法律改正によりまして5年以上になると正職員の雇用形態も要求されるとあり得るということで、自治体に関しましてはその条項は適用除外なんですけれども、やはり民間のほうは5年で切るといって形でもございますので、それなりに自治体のほうも準じたような形でやっ

ていかなければならない面もあると考慮して、そのような形にさせていただいております。

○議長（白岩征治君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 最近、若い人が少なくなったんだか、どういうことかわからないんですが、企業に接しても高齢者の方が多くて若い人が少ない。さらには、募集をかけてもなかなか人が集まってこないという状態です。ですから、やはり行政も、行政の仕事が停滞するということは、これは甘んじて許されるものではないという観点からいくと、もうちょっと雇用期間を契約をしながら延ばしていく方法もとれるのではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） お答えいたします。

もちろん、雇う役場のほうとしてもそれなりに慣れた人に続けてもらうというのは非常に効率的にもよく、それなりの蓄積がございますので事務のほうも進むという形にはなります。ただ、社会保険上の問題とか、それから退職金の問題、共済等の加入等の問題がございます。一応短期ということで現在3年ということでやっておりますが、3年以降の方、若干期間はあきますけれども再度雇用という形も行っておりますので、そういった形を運用しながら、3年以上については考慮していきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（白岩征治君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 聞いた話になりますけれども、何か5年以上在籍すると職務に全うした場合には、いろんな制約があって退職金が発生するとか、あとは職員にしなければならぬとか、そういうふうには聞いているんですが、総務課長の話だと、もう3年以降でもそういうふうなことが発生するかどうか、もう一度お伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） お答えいたします。

雇用期間は一度切れますので、その点に関しては発生しません。（不規則発言あり）5年以降というのは、地方公務員法上はやはり単年度単年度の契約ということになりますので、それ自体では雇用はそこで一度切れる形になりますので、5年以降についても、先ほど申し上げましたが、自治体の場合は民間の5年以上の正職員の規定がございませんので、発生しません。

○議長（白岩征治君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） いや、民間も同じで、やはり半年にもう一回雇用契約を結ぶとかしている会社もあります。でも、半年ずつでは大変だということで、1年でもう一度契約を結ぼうということでやっている企業が大部分だと思います。ですから、企業もそういうふうにながらも、打ち切りないんですね、企業は。結局、技術を覚えて、3年で、はい、あとはほかに行ってくださいということは企業はしませんからね。契約を半年なり1年で契約することによって発生しないとなれば、職員の方と準ずる臨時職員の方々も、サービスがあっような制約があっ、3年間勤めてきた方々が、も

う3年近くなってきたときに、私はあと何か月で終わりだという気持ちで職務に当たるよりは、ある程度余裕を持った期間にしていくのがいいのかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） お答えいたします。

非正規雇用に関しましては、国のほうでも大分論じられておまして、順次制度が変わってきておりますので、そういった状況を見ながら、今後も必要に応じて検討し、制度をそれなりに改めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（白岩征治君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 今、総務課長のほうから答弁がありました。本当に、目まぐるしくいろんな制度が変わっていく中で、昨日ちょっと仲間内で話をする機会がありました。もう行政も企業も、インターネットというんですか、情報が流れているのはね——を見ていないと遅れてしまうという話もしておりました。ですから、ぜひとも今、総務課長が答弁された、準ずるとすれば、もう情報源は早くつかむということで、ほかに負けないモデルになるような西郷の臨時職員の待遇を維持していければいいなど、そのように思います。

さらに、資格者、多分嘱託になると思うんですね。その資格者に対して、長年勤めていただいている方もいると思うんですね。それで、ちょっともう十何年前の話になりますけれども、職員の募集をするときに、臨時職員で長く勤めている方々は、職員のテストのときにプラス5点とかプラス10点つけて加算してやって、経験点というんですか、そういうのって、やっていたんですけれども、今の職員の採用というのはどのような方法でやっていますか。臨時職員はというか、資格者優遇というのはあり得ない話ですか。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） お答えいたします。

嘱託職員の場合は、金額的に年数によって若干給与の差がございます。ですから、経験年数はそれなりに、職員に比べれば若干換算の仕方は低いわけですがけれども、長い例えば保育士の先生なんかは若干高くなっている状況です。

○議長（白岩征治君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 大変私の質疑の仕方が下手だったのかなと反省しますが、今、課長の答弁じゃなくて、嘱託職員、臨時職員、そして資格持った方々がおりますね。村は、昨今は1年に1回ずつ職員採用試験をやっていますよね。以前の話になって恐縮なんですけど、職員採用テストの中で、長年村に貢献して職員でない方々に対してテストに5点から10点を経験点というか、そういうもので上乘せしたという経緯があるんですね。ですから、そういうふうな観点からいって、昨今はそういうことはないんですか。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） お答えいたします。

そういったことはなく、一律で試験は実施しております。

○議長（白岩征治君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 保育所、私はちょいちょい行っています。仕事は一緒なんですね、まるっきり、やっていることは。でも、何の優遇もないんですよね。採用試験を受ければ、頭がよくなかったらなかなか入れない。頭いいわけないよね、長年ももう勉強に携わらなかつたらなかなかテストを受けたからって受けられないと。ですから、やはり一生懸命やればいずれ職員になれるんじゃないかなとか、そういう働く中で夢と希望を持って働いていただけると。3年でもう私は終わりだという、その間近になったときの寂しさというのものもあるかなと思うんです。ですから、ここで課長に押しつけるわけじゃなくて、やはり世論を見詰めながら、国がやることを先取りできるくらいのことを考えていけばいいなど、そのように思うんですが、いかがですか。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） お答えいたします。

かなり年齢をいかれた方というとなかなか大変かとは思いますが、今年度採用しました職員2名に関しましては、もともとまきば保育園にいた臨時職員の方ですので、その方に関しましては、若干議員言われたような臨時職員としてやってきたことも面接の段階では勘案して採用しているつもりでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（白岩征治君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 面接のほうで優遇できるんだったら、テストのほうも優遇できるような形をとっていただけるよう希望して、質疑を終わります。

○議長（白岩征治君） ほかに質疑ございませんか。

7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 7番、藤田です。

議案73号について質疑いたします。

予算書の13ページですか、寄附金の関係でふるさと納税として600万円上がっておりますけれども、この内訳をお聞かせください。

○議長（白岩征治君） 企画財政課長。

○企画財政課長（田中茂勝君） 藤田議員の質疑にお答えいたします。

ふるさと納税600万円補正しておりますが、これまで……（不規則発言あり）今時点で、件数が310件、合計で730万円ほど、ふるさと納税入っております。

以上です。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） この収入としては600万円上がっていますがけれども、これは納税した額なんですか、この金額は。納税された額が600万円あるということでしょうか。

○議長（白岩征治君） 企画財政課長。

○企画財政課長（田中茂勝君） 補正しました600万円につきましては、これから入る

であろうということで計上させていただきました。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） はい、わかりました。補正で600万円あるということで、現在までは730万円ということですが、納税額が730万円で、結局これは返礼品という形で当然納税した方には送りますけれども、この割合と730万円に対しての幾らくらい返品として送られているのか、また、村としてどのくらい収入があるのか、お聞かせください。

○議長（白岩征治君） 企画財政課長。

○企画財政課長（田中茂勝君） お答えいたします。

返礼品の目安でございますが、おおむね寄附額の4割程度の品物をお返ししているという状況でございます。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 4割といいますと、1万円納税されたら4,000円の返礼ということで、その4割分は返礼、地元の生産したお米とか何かに4割いくということですが、じゃ村としてはどのくらいの収入として上がるんでしょうか。

○議長（白岩征治君） 企画財政課長。

○企画財政課長（田中茂勝君） お答えいたします。

返礼品のほかに若干手数料などもございますが、残りが寄附額ということで、おおむね6割が村に入るお金ということになります。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 6割入る、4割いけば6割というわけはいかないと思うんですけども、約6割ということですよ。これは、ふるさと納税をした場合に、した方には控除されますよね、税金の控除ですか、申告すると。そういったものも当然あると思うんですけども、そういったのも差し引いても6割の村としての収入はあるんですか。

○議長（白岩征治君） 企画財政課長。

○企画財政課長（田中茂勝君） お答えいたします。

控除額については、また別計算という形になります。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） はい、わかりました。

なかなか、このふるさと納税も何かマイナスというか、出ている自治体もあると聞きますので、その辺を注意していかなくちゃいけないのかなと思いますし、さらには返礼品のもっと多くの方がいると思うので、その中には追加として返礼品を受け付けるというか、返礼品の、もう既に村として決まっていますよね、ある程度品目も。そこに新たに参入するためには、どのような手続をしたらいいんですか。

○議長（白岩征治君） 企画財政課長。

○企画財政課長（田中茂勝君） お答えいたします。

特に決めはございませんが、毎年募集をかけたりにながら、充実を図っていききたいというふうに考えております。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） ぜひ、その返礼品の中に加えてほしいという方もいらっしゃったんで、ぜひそういったことではお願いしたいと思います。

それと、先ほど私、間違えまして、「予算書」ではなく「補正予算に関する説明書」と訂正させていただきたいと思います。

それでは、その同じページなんですけれども、課長、どうもありがとうございます。基金繰入金1,554万5,000円とありますけれども、これは財政調整積立基金に繰り入れたということによろしいですか。

○議長（白岩征治君） 企画財政課長。

○企画財政課長（田中茂勝君） お答えいたします。

基金を崩して一般会計に入れたということでございます。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） はい、了解しました。

それと、申しわけないんですけれども、補正予算の39ページ、委託料として村民プールの電気工作物ですか、1万2,000円、これは……。

○議長（白岩征治君） 7番、それは説明書。

○7番（藤田節夫君） 補正予算に関する説明書の39ページですね。村民プール電気工作物の委託料ということで出ているんですけれども、ちょっと申しわけないんですけれども、関連して、前回、先月25日ですか、内覧がありましたですね。その中で、いろいろ担当者から説明を受けたんですけれども、あのときに説明を受けて、そのまま集約しないでみんな解散しちゃったような気がしたんですね。今回、プールに関しての議案は出てきましたけれども、そういった物々しい、あのときにちょっと気づいた点が多々あるんで、発言する場所がないんで、ちょっと申しわけないんですけれども、これで何点か発言したいと思うんですけれども。

皆さんそれぞれあのとき感じたことがあると思うんですけれども、教育長もいらして、村長もいらっしゃったんですけれども、あの場所で皆さんの意見は聞いていなかったですもんね、皆さんの意見を。個々に意見を言っただけで、なかなか全体の意見を取りまとめないで皆さんで帰ってしまったという状況だったんで、こういった場所で失礼ですけれども、何点か教育長のほうにお願いしたいと思うんですけれども。

ちょっと私が二、三点気づいたところが駐車場ですけれども、駐車場がきれいに舗装されていなくて、きれいに舗装されていないっておかしいけれども、凹凸があつて、たまたまあの日は雨が降った次の日だと思うんですけれども、水たまりがあったんですね。これから冬、1月15日から始まるということなんですけれども、冬になるとそれが凍っていると。凍ると車が駐車場で車から乗りおりするときに非常に危険な場所があったんで、そこをもう一度整備していただきたいというか、特に入り口付近がちょうど水たまりがあったんで、設計の鈴木さんのほうには話しておいたんですけれど

も、本当に危険だということだったんで、ぜひそういったところを直してほしいと。

あと、場内の中にある椅子ですね、あれが背もたれができる椅子が全然用意されていないんですよ。お年寄りの方はどうしても背もたれがある椅子がないとちょっときついかなと思いますので、その辺も、こういった場所じゃないとなかなか個人的に言うのもあれなんで。

それと、点字も、入り口付近に点字はありましたけれども、全てプールの入り口のほうまで点字がつながっていなかったような気がしたんですけれども、できればその辺も、これからできるかどうかわかりませんが、その辺も整備できればしてほしいということです。

あと、そのほかに滑り台の下がパイプが筒抜けになっているんで、そういったところも網なんかもして子どもが入れないようにしてほしいと思います。

補正予算の中でこういったことを発言して申しわけないんですけれども、こういった機会がないとあれなんで、これで質疑終わりたいと思います。

○議長（白岩征治君） 答弁。

○7番（藤田節夫君） いいです。

○議長（白岩征治君） ほかに質疑ございませんか。

13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） 13番ですが、一般会計補正予算についてお伺いいたします。

今、村民屋内プールのお話も出たんですが、1月15日オープンということで、ちょっと私はよく聞いていなかったものですからちょっとあれなんですけど、村民屋内プールの使用料の条例も今日可決されて、当然今度1月15日から村民が利用されるというふうになると思います。その場合に、勉強不足で申しわけないですが、使用料というのはこの補正予算の中にどこに入っているのかなということと、それからもう一つは、管理人さんとか監視員の方々のあれは当初予算で入っていたのかどうかよくわかりませんが、それをちょっと確認したいということと、それから、当然1月15日から3月31日までの入場料ですからそれなりの金額だと思うんで、本当は今回補正予算に入っているのが普通ではないかなと思うんですけども、ちょっとわかりにくいんで教えていただきたいということ。

それと、またもう1点は、これは西の郷スポーツクラブに業務委託か管理委託か、その委託の方法はわかりませんが、その委託の方法と、それから委託されたときに当然そういったところから管理人、それから管理者、監視員、そういった方々の個別の方々の経歴とかお名前とか、そういうものは把握しておると思うんですが、それらについてきちっと把握しているのかということと、それらの方々がいつ採用されて、いつ決定したのかということについて、まずちょっとお聞きしたいなと思います。

○議長（白岩征治君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（伊藤秀雄君） 佐藤議員のご質疑にお答えいたします。

聞かれたこと、すみません、いっぱいありましたが、まず、プールの使用料ですね。こちらにつきましては、今年の第1回定例会3月のときに当初予算の段階でプールの

使用料ということで計上させていただいております。当初の段階では175万円を計上させていただいております。当初の算定でいきますと、小・中・高校生ということで今回の条例のほうで料金がありますが、200円で当時は4か月分ということで12月からオープンできる予定で算定したものですから、そちらの小・中・高校生で50万円、大人で500円を単価にしまして4か月分で125万円、合計で175万円ということで計上させていただいております。

あと、受付業務の管理の関係ですね、まず、受付業務に関しましては、せんだっての一般質問の中でもいろいろございましたが、受付業務については西の郷スポーツクラブのほうに受付業務をするということで、11月30日付で契約をさせていただいて、受付管理業務の委託契約ということで、正式ですか、屋内村民プール管理業務委託という名前ですが、中身的には受け付け、せんだって資料でお配りしましたその中で、管理委託ということで、プールの利用者の受け付け、あとプールの水面管理、あとはその他プール事業に関しての企画とか協力とか、そういったものもいろいろ含まれております。

実際に、1月15日にオープンという予定で、その事前の約1か月前から準備を進めていただいて、避難訓練とか、ほかの実際に機械の操作方法とかいうのをわからないとだめなので、そちらのほうの研修の意味も含めまして、12月15日から委託をするということで契約はさせていただいております。

雇用の関係ですが、そちらのほうの誰が雇用するということは、申しわけございません、今、私のほうでちょっとそこまでつかんでいない、誰が雇用されているというのまでは報告を受けておりませんので、申しわけございません。

あと、実際の受付業務のほかにプール監視員による監視に関しましては、今回、まだこちらのほうに関しては警備業法に該当するものでございますので、後日、入札をしまして、実際に1月から入っていただくということなので、予定では12月ころ、来週を予定しております。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） 村民屋内プールが1月15日オープン、12月15日から西の郷スポーツクラブに管理業務の委託契約を結んで12月15日から一応お願いする、準備をするというお話でございました。そしてまた、管理者、そういったものについてはわからないという今答弁だと思うんですが、ここでやっぱり村の勝手際というか、公共団体が管理業務委託をするという段階において本当に不備が多過ぎるなと思います。まず1つは、使用料についても、当然当初予算では12月からオープンということで3月いっぱいまでの予算を組んだと思うんですが、今日の段階では正確に1月15日オープンというのわかっているわけなので、少なくとも1か月分のやっぱり金額は減額して補正予算に通常入れるべきじゃないかなと思うんですね。1つは、わかっているわけですから。

それともう一つは、管理業務委託をして、12月15日からオープンということは、11月からその管理業務の委託も当然やらないと間に合わないわけですから、その分

の費用についても補正でやっぱりきちんと決めておくべきじゃなかったのかなと、もう1点ですね。

それと、もう1点は、村が貴重というか、尊い命を預ける、そしてこういう公共施設を、その預ける先方が受託者がどのような受託者であって、どのような資格を持った方をきちんと充てて、子どもたちや村民の皆さんの命、生命を守っていくんだという、その方々の資格、そういったものも当然これは受託者から出していただいて、そして、その資格等も確認し、これなら安全だという中で契約を結ぶべきじゃないんですか。それが、12月15日、今日13日ですから、たったあと2日しかない段階で、その方も今、担当課長がわからない、誰がわかっているんですか、これ、誰がやるか。めくら判じゃないですか、あまりにも。

公共施設の管理をさせるわけですよ。村民の大切な財産ですよ。それを、そのめくら判で誰が管理するかもわからない、名前もわからない、その方がどういう経歴でどういう資格を持っていて、本当に適切な方なのかどうかもわからないという状況で、これをお願いして、今現在もわからないというんでは、あまりにも村民に対して無責任過ぎないですか。到底、子どもたち、また小・中学生、我々も行くわけですから、そういう方々の生命を守るという前提、それから建物の管理、これもきちんと守るといことですから、そういったものについてのやはりそれなりの資格とか経験、それからそういったノウハウ、そういったものを果たして本当に持った方なのかということ把握しないで管理業務を委託する、これは無責任過ぎますね。また、我々議会としても、それは当然知る必要があると思う。これはきちんと示してください。

そして、また事務的にも、そういう補正で、もう1月15日オープンわかっているわけですから、当然これはもう補正予算の中で減額した補正を組んで出すのが、私は議会に対するやっぱり真摯な態度だと思いますよ。出しっ放し、今年の3月の議会に出しっ放しにしておくというのは、これは議会に対してやっぱり議会軽視じゃないですか、ある意味で言うと。

そして、できれば管理業務委託料の契約書の写しとそれからこの管理業務委託契約というのは、地方自治法の第何条に基づいてそういう契約を結ばれたのかということについてもちょっとお知らせ願いたいと思います。できれば、管理契約書の写しの提出をお願いしたいんですが、議長、よろしくお願いします。

◎休憩の宣告

- 議長（白岩征治君） それでは、ここでまたちょっと調べる余地があるというような課長のことでございますので、これより休憩をとりたいと思います。それでは、午前11時30分まで休憩いたします。

（午前10時52分）

◎再開の宣告

- 議長（白岩征治君） 再開いたします。

（午前11時30分）

- 議長（白岩征治君） 休憩前に引き続き、議案第73号に対する質疑を続行いたします。

13番佐藤富男君の質疑に対する答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（伊藤秀雄君） 先ほどの佐藤議員のご質疑に対してお答えいたします。

まず、予算の減額についてということでございます。当初予算では4か月分ということで12月オープンということでもらっていただきましたが、何で今回減額補正をしなかったかということでございます。実はそのプールに関してもまだ、当初はあくまで見込みでやって計上させていただいて、今回も実際に1月から稼働してその部分、数字もまだはっきり確定額も出てこないものですから、今回補正予算のほうについてはちょっと見送りさせていただいて、3月の補正でそちらのほうを対応したいと思っております。

あと、西の郷スポーツクラブのほうに関して、そのプールの運營業務の委託ということで、先ほど委託の名称を、私、すみません、管理業務委託ということで申し上げましたが、今回お渡ししました委託契約の中身でちょっと、「西郷村民屋内プール運營業務委託」という名称でございますので、先ほどの管理業務委託ということは訂正させていただきたいと思っております。申しわけございません。正式に言うと、「平成28年度施工西郷村民屋内プール運營業務委託」でございます。

あと、実際にやっていただく方のどういった資格が必要なのかと、そういう方をどういった資格を持ってということでもらっていただきましたが、西の郷スポーツクラブに対してやっていただく業務の内容につきましては、特に資格という形ではなくて、プール受付業務の標準内容ということで示していただきました。業務の内容につきましては、当然施設使用の際の受け付け、あとは施設に対する問い合わせ、見学者の対応、施設の開館・閉館の管理、あとプールのコンディションの管理、ただし、プールの監視業務については別、警備会社のほうに委託契約ですので、それ以外の部分、プールコンディション、水面の管理というものです。あと、施設内の安全管理、こちらのほうもプール監視業務を除くものでございます。あと、プールに関しての事業の企画、協力、あと業務の対象区域の巡回、点検、清掃とか事故防止とか、あと事故者の救助、救急業務、あと利用者の状況観察と利用者への利用案内、利用者からの苦情等への適切な対応、あとプールの設備及び器具等の点検及び清掃、あと施設全体の計器類の確認と記録、あと全体の業務に関する記録の作成ということで、いろいろ行っていたことを決めて、あとほかに、実際に利用者に対する安全指導の業務ということ、ちょっと数ありますが、そういったものを列記して、実際に受託者のほうにプールの運營業務ということ、委託ということで行っておりますので、資格が必要ということではございません。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） 今もろもろ説明がありましたけれども、まだ、私はこの運營業務、「西郷村民屋内プール運營業務委託契約書」ですね、これは地方自治法、それから村の条例、また要綱、そういったものにのっとっていると思うんですが、その条項

について説明していただきたいということをお願いいたします。

○議長（白岩征治君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（伊藤秀雄君） 大変失礼いたしました。

今回の業務委託に関しましては、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、西の郷スポーツクラブに委託したいということでやらせていただきました。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） 今の条項ですと、私は今、手元に地方自治法を持っていない、また、施行令もちょっと見えないんで、ちょっと中身を精査したいと思うんですね。それで時間をちょっといただきたいことと、それから、この委託契約書の中に、これでは不備なんですね。あくまでも仕様書というのがありますよね、運營業務、どこからどこまで何をやるんですかとありますよね。それについて明記されていない、この契約の中に。それをやっぱりきちんと明記された仕様書も添付していただかなきゃならないと思うんです。

それと、この村民屋内プールのランニングコストについては年間約5,013万4,320円かかるという見込みでやっていらっしゃいます。そして、5,000万円かかるんだけど、使用料で年間見込みが400万円くらいだと。そうすると、年間4,600万円のランニングコストをかけて村民のプールを運営するんだというお話ですね。

その中でも、結局村民が利用できる時間、この利用時間についても非常に曖昧でわかりにくいんですよ。例えば、村民屋内プールも午前10時から午後9時とか、はっきり平日は何時から何時までとわかっていればいいんですが、これが見るとちょっとわかりにくいのと、それから、補正予算についても、結局もうこの段階で委託契約で委託料が236万7,360円とはっきり金額が出ているんですね、12月15日着手ですね、それで1月15日でしょう、それでオープンということで出ていますので、もうあらかじめこれは補正予算に運営費というのはわかるわけなんで、これは当然当初予算と比べていただいてできたはずだと思うんです、こういう運営費についても。それから、光熱水費、手数料についてもそうなんです、これは当然出ていると思うんですね。

それで問題は、今度、運營業務委託の中に、じゃどこまで運營業務が入るのということが問題なのが1つ。そうすると、水回りの問題があったとか、例えばですよ、使っていて水が出なくなった、水道が出なくなった、ちょっと水が漏れたと、これはもう管理じゃないから、運営で関係ないのかどうかですね、誰が見るのかということです。

それと、これは熱電源で1,620万円の電気代をかけてお湯を沸かしているんですが、こういった機械がもし途中で壊れたと。そういった場合に、その運営会社は何もすることないんですね、仕様書見ないとわからないけれども、それはみんな電話して管理会社に頼むということ、誰が見るのかわからないけれども、そういうものにつ

いてはどのようなふうな取り決めになっているかもわからないし。火災報知器が鳴ったときも、これもまさか運営会社だからそこまでの責任ないと思うんですよ。そうすると、警備関係だから運営会社と警備会社との間でのどのような仕分けをしているかわからないけれども、非常に曖昧なのかなと理解できないんですよ。

そういうのを考えると、もうちょっとこういうものに対しての全体の、いわゆる村民屋内プールの子どもの生命を守る、村民の生命を守るという中で、本当に万全でこれができるかどうかということすら私は理解できない、まだ理解できていない。

そういうことで、まず、この委託契約の仕様書を出していただきたいということと、いわゆるその仕様書に基づいてこのランニングコストの中でどこからどこまでがそういう管理をして、警備関係、危険がもしもの形の中で事故が起きたときにどうするの、誰が先導するんですかということも含めて、そこまでも含めてどうなっているのか、配分ですね、それもきちんと示していただきたいなと思います。

例えば、大地震が来たと、それでがたがた騒いだと今度子どもたちが遊んでいたところに物が落ちたと、これでは運営の中で運営者が責任持ってやるのか、管理会社がやるのか、これは曖昧、きちんと示しておかないといけないと思いますね。それをきちんと示していただきたいと思います。

それから、あと、村民に優しいと考えれば、当然オープン時間と閉館時間がやっぱり平日と土曜、日曜、祝祭日、どうなっていますということをもっと明確にわかりやすく示していただきたいと思います。そしてまた、当然土曜、日曜になれば、我々もそうだけれども、朝の9時10時から、できればあいていけば行きたいなというのが筋なんです、ちょっと見ると何かお昼から開館みたいな感じなんです、ちょっとその辺も本当に村民の意思、村民ファーストで本当にこれは組んでいるんですかということです。管理者サイド、運営サイドの都合でやっているんですかということなんですよ。それがどういう形でこういう時間もそういうふうに決めたんだか、誰が決めたんだかわからないけれども、その辺もちょっと示していただきたいですね。

そういうことで、ちょっと議長、申しわけないですが、今言った地方自治法の条文をちょっと、施行令を調べたり、村の要綱をもうちょっと、要綱ありますよね、村の要綱は何になっていますか、自治法は。該当する要綱は、地方自治法の施行令ですね、167条の2第1項第2号となっていますが、村の条例ではどういう条例なんですか。(不規則発言あり) いや、わからない、関連する村の条例、関連するですよ。だって、使用条例とか何かあるわけでしょう、当然、いわゆる先ほど可決されましたよね、条例できましたよね。例えばその以外に何かまた別な形がなければいいんですが、この村民屋内プールの管理運営に対しての関連する条例とか、ほかに要綱があれば示していただきたいということです。

そしてまた、今言ったように、当然これは現金を、お金を、使用料を取るわけですから、これは公金ですよ、使用料は。公金を、だから誰が扱うのか、その扱うためにもそれなりの契約が必要ですよ。これはこの中に入っているんですか、現金取り扱いの条項は。この中に入っていますか、わからないけれども。課長がわからないで

は我々はわからないんで。

そういった私の今質疑したことについてちょっとご答弁お願いしたいのと、できれば私も少し自治法と施行令ですか、それをちょっと見たいなとは思っていますので、時間をとっていただければ助かります。

○議長（白岩征治君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（伊藤秀雄君） お答えいたします。

仕様書につきましては、こちらのほうはあとお配り、コピーとお渡しすればよろしいですか。あと、その他、時間につきましては、今回議決いただきましたプール条例の中でその利用時間、休日等につきましては教育委員会が定める規則のほうに委任するというご承認いただいていますので、今後また教育委員会のほうでまた議案として、教育委員会としての規則の制定をしますけれども、その案として今現在持っておりますので、そちらのほうでよろしいですか。（不規則発言あり）あと、ほかの委託に関しましては（不規則発言あり）そちらの機械関係（不規則発言あり）そちらには入っていないで、別の機械のせんだってのプールの内覧会のときにも……

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） 申しわけないですけども、先ほど私が質疑したものの全部整理して一応ご答弁願いたいなと思います。やっぱり、あくまでも村民の命が大事ですから、それをきちんと完璧に、そしてやっていただくことも必要だし、私が質疑したような管理するのは資格も何も要らない、誰でもいいのかとなっちゃう。じゃ、80のじいちゃんでもいいんですかということになっちゃう、受付も管理も管理人も、そうですね。例えば障害者でもいいんだよとなりますよ、場合によっては、雇用を図るのに。

だから、そういう曖昧というか、全然我々にその実態が見えない中で、こういう村民屋内プールをオープンするということがやっぱり議会に対する軽視じゃないですかということです。例えば今言ったように、村民屋内プールの時間を何時から何時まで開館する、閉館するというについても、議会の中の文教厚生常任委員会も議員からも何も話も聞かないで、意見も聞かないで、ただ、ここで教育委員会に任せるとしたら、教育委員会でやったらいいんじゃないんですか、全部。問題があったら教育委員会の責任になりますよ、これから。事故があった、問題あったときに。村民の要望、村民の苦情があったとき、全部教育委員会が受け持つんですか、教育委員会で。そこまでの覚悟はありますか。私たちの議会は、聞いていませんからと言いますよ。教育委員会でやったんだから文句あるなら教育委員会に言ってください、鈴木且雪教育長に言ってくださいと言いますよ。

これではだめでしょうと、こんな問題じゃないでしょうと。やはり、それは責任は議会も共有すべきなんです。そのための議会なんだから。だから、議会に対してもそういう問題はきちんと話をして、そして、開館時間にしたら閉館にしたら、やはり議会の意見も尊重しながら、真摯に受けとめて、教育委員会ばかりでなくてやるべきじゃないですか。

先ほどたくさんの方の質疑をしたものですから、今答弁できますか。できるならしてもらってもいいんですが、できないんならば、議長の配慮でどのようにするか決めていただきたい。私自身も、少し地方自治法の167条の2のそれをちょっと、施行令をちょっと調べてみたいなどは思いますが。

あと、実際に運營業務委託の金額についても、ちょっと私からすればやはりほかの臨時職員の方々と比べて果たしてどうなのだと思います。今の臨時職員、例えば庁内の職員の時給は幾らですか。役場やっているのは1,000円くらいですか、時給。それと比較して、やっぱりこれが適切だという、きちんとした裏づけをとるべきだと思うんです。あと、我々に納得できるものを示さなきゃならないですよ、議会にいてだから。私はそういうことで質疑しますので、ご答弁できるならしてもらってもいいし、よろしくお願いします。

◎休憩の宣告

○議長（白岩征治君） それでは、正確なまだ答弁ができないというようなことで、ここで暫時休憩をいたしまして、休憩中によく調べて、それでしっかりした答弁のほうを求めたいと思います。それでは、これより午後1時まで休憩いたします。

（午前11時50分）

◎再開の宣告

○議長（白岩征治君） 再開いたします。

（午後1時00分）

○議長（白岩征治君） 休憩前に引き続き、議案第73号に対する質疑を続行いたします。13番佐藤富男君の質疑に対する答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（伊藤秀雄君） 先ほどのご質疑に対してお答えをしたいと思います。

仕様書につきましては、先ほどお渡ししたとおりでございます。

あと、利用時間の件でございました。せんだっての議員様たちに見ていただいた内覧会での資料ということで、開館時間についてご説明させていただきました。その中で、基本的に平日の場合、午後1時から午後8時30分まで、土日、祝日に関しては午前10時から午後5時30分までを基本にして、7月、8月につきましては午前10時から午後8時30分までということで規則のほうで定めたいと思っております。

あと、今回施設に関してのいろいろ不具合、水漏れ等あった場合にどうするのかということで、そちらにつきましては、一番プールのろ過機に関しましてはメンテナンスの委託をさせていただきますとともに、あとほかの施設に関して故障等が見られた場合には村のほうに報告いただいて、施工業者のほうに修理等対応してもらおうということになっております。

あと、今回運営管理業務委託、受付ですね、そちらのほうの委託の積算の単価はどんなふうになっているかということでございましたが、こちらのほうに人件費の算定につきましては、村の臨時職員の単価をもとに積算させていただきました。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） たくさんちょっと仕様書見てあるんで、一遍にやるとあれなんで、一つ一つ、一問一答式でちょっとお伺いをしたいと思います。

最初に、先ほど私は運營業務について、資格なんかについては必要じゃないのかという質問をしたんですが、担当課長のほうでは必要ないということですが、そうすると、委託契約書の第5条、主任技術者とあるんですね、第4条で監督員とあるんですが、第4条、第5条についてちょっと質疑します。

まず、そもそもこの監督員というのは誰なのかということが1つ。その監督員の下にいる主任技術者、それは誰なのかということ。その主任技術者というのは誰でもなれるものなのか、1つの資格が必要なのかということですが、これについてちょっとどのようにお考えか、まずお伺いしたいと思います。

○議長（白岩征治君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（伊藤秀雄君） お答えいたします。

こちらの業務委託契約書につきましては、監督者と主任技術者と当然ここに明確に書いていますが、こちらについては実際に西の郷スポーツクラブのほうのこちらのほうに関しての届け出ということで、出していただく形にはなるんですが、委託業務の実施について、その主任技術者が特に先ほど言われましたとおりに資格が必要かということで、私のほうでは特に必要はないというような形で答弁させていただきました。そういった面で、ここで言っている主任技術者とか監督員とかというのは、一般の工事とか、それとちょっと違うような意味合いで私のほうで考えておりますので、ちょっとご理解いただきたい。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） そうしますと、今の課長答弁だと、この仕様書の配置する職員についてということの中の（2）、配置する職員は法令等により資格や研修が定められている場合のほか、消防署の普通救命講習修了者か、それ以上に相当する資格を有し、年1回以上の普通救命講習かそれ以上に相当する講習を受講すること。また、配置する職員の中に主任職員を常時1名配置し、プール監視員と連携や緊急時に迅速かつ適切な対応が遂行できるようにする。この法令等により資格や研修が定められている場合となっておりますが、こういったことは全く関係ないということなんですか、今回のこの条文は、当てはまらないんですか。やっぱりそれなりのきちんとしたものが必要だと思うんですね。

それで、この仕様書の中にも、なぜ必要かという、万が一事故が起きたとき、業務の内容の中にもここにあるんですが、事故者の救助救援業務とあるんですね。ですから、そういったときに、業務を行う者は、胸部圧迫やAED等の救助法を常に訓練するとともに、プールの特徴に応じた監視、応急処置などに関してのマニュアルを理解していることになっているんです。だから、万が一事故者がいて、それだけの技術、資格が必要だと言っているんじゃないですか。これ、全くそういうもの要らないんですか。じゃ、この仕様書の中に書いてあるものというのは、これに準じて運営委員を

選ぶとか、そういうわけではないんですか、どうも納得できないですね。

○議長（白岩征治君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（伊藤秀雄君） お答えします。

申しわけございません。私のほうの認識がちょっと足りなかったものです。実際に、このプールの受け付け、管理運営をする段階で、当初から特に資格はないと、誰がということで限定をしては申しておりませんでした。当然その中でこういう講習を受講された方とかいう方を入れてくださいよという形で、あとはスポーツクラブさんのほうで選任をしていただくという形で、現在のところ、誰という形でまだ書類、ちょっと、すみません、今いただいております。早急にいただきたいと思っておりますので、ご理解願います。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） この委託契約書ありますね、この委託契約書の中の第5条に主任技術者、そして4条、監督員を置くというのがあるんだけど、監督員がわからない、そしてまた、この主任技術者については、乙は、いわゆる西の郷スポーツクラブは受託業務の実施について、自己にかかわって技術上の管理をつかさどる主任技術者を置き、当該主任技術者の氏名を書面で村に通知しなきゃならないとなっているんですよ。これ、通知されていないんですか、委託契約を結んだんでしょう、これ。当然、委託契約のときにそれは出すべきじゃないんですか、きちんとした資格が要るわけですから、おかしいでしょう、これ絶対。実際誰がなるかもわからない、どういう方もわからない、年齢もわからない、顔もわからない。どうなっているんですか、これ。こういう、あれだけの施設をやって、ずさん過ぎるんじゃないですか。

○議長（白岩征治君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（伊藤秀雄君） お答えいたします。

そちらの届け出に関して、速やかに出していただきたいということでございますが、今のところ、まだ村のほうに提出されておられませんので、早急に提出していきたいと思っておりますので、よろしく願います。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） だから、それで結局議会に議決を求めたって、議会で、じゃめくら判押したようなものじゃないですか、無責任に、これ、議会で責任持てませんよ。誰がこれを決めたんですか、契約内容とか、西の郷スポーツクラブ、誰なんですか、誰と話し合いしているんですか。この条項に基づくと、第5条についてはちゃんと請求したんですか、出すように。いつ、そのお話をしたんですか、出すように。教えてください。

○議長（白岩征治君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（伊藤秀雄君） お答えいたします。

こちらに関しましては、当然業務委託を契約するに当たっての役場内での事務処理の規定に基づきまして発議を行いました。そして、今回、西の郷スポーツクラブさんということで、そちらのほうの見積もりをいただくという際に、当然仕様書、業務

内容のわかる仕様書も含めて提示させていただきました。それで、今回契約したというところでございます。

以上です。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） 答弁になっていないでしょう。これはいつ請求したんですかと、主任技術者について。いつ、その書類を出すように言ったんですか。それとも、まだ言っていないんですか。この5条に基づくと主任技術者を置き、いわゆる西の郷スポーツクラブは自己にかわって、自分にかわって技術上の管理をつかさどる主任技術者を置くとなっているんです。当該主任技術者の氏名を書面で村に通知しなきゃならないとなっているんです。これはだから、通知、出してもらうように要請したのか、していないのか。

○議長（白岩征治君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（伊藤秀雄君） お答えいたします。

実際に今回やっていただく方につきましては、名前はいただいて、そちらのほうの主任技術者とそちらについてはまだしておりませんでした。すみません、これから出しますのでよろしくお願いします。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） 本当にでたらめというか、こういう行政が平然と行われていて、村民からすると、何か私が質問しているものが悪くて、でたらめやっている村のほう正しいというふうにとられるんですね、いつもね。本当なんですよ。だけれども、これは村の本当に8億円、9億円のお金をかけた施設をつくって、年間5,000万円のランニングコストを金かけて、そして村民と子どもたちの命を預かるという非常に重要な仕事なんです。これをこういうふうなずさんなことでやっていていいのかということです。

そして、ましてや曖昧過ぎる仕様書の内容もあるし、仕様書を見たら、プールの施設の管理についても何か書いてあるけれども、プールの設備及び器具等の点検及び清掃もやれとなっているんですね、運営委員に。片方では、管理委託しますよといっているんですね、どこでその線引きするんですかと、これも曖昧でしょうと、あまりにもやっていることが。そして、その氏名すら、15日です、あさってですよ。あさってから施設に入る人の名前がわからないんですか、課長。はっきり言ってください。

○議長（白岩征治君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（伊藤秀雄君） お答えいたします。

現在、実際にその業務に当たっていただく方の名前につきましては……

（「議長、議事進行」という声あり）

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） やはり、非常にこれはその人によっては重要な案件なものですから、やはりこれは議会としてもこの方々のお名前、また資格等もきちんと知ってお

く必要があると思うんです。ですから、これは名前、ここでおっしゃらないでください。名前を公表しないでいいから、書類で議員に渡していただきたいと思います。議長、どうですか。

◎休憩の宣告

○議長（白岩征治君） 暫時休憩いたします。

（午後 1 時 1 5 分）

◎再開の宣告

○議長（白岩征治君） それでは再開いたします。

（午後 1 時 2 1 分）

○議長（白岩征治君） 今、13番佐藤富男君より議事進行がありまして、その件について、教育長のほうから答弁を求めます。

教育長、鈴木且雪君。

○教育長（鈴木且雪君） お答えいたします。

まず、西の郷スポーツクラブについて、その実態といいますか、中身がよくわからないというような質疑だと思いますが、先日の一般質問の中でも後藤議員のおただしにお答えしておりますが、この西の郷スポーツクラブという団体は、国が出しましたスポーツ振興基本計画、文部科学省が2000年に示しておるんですが、この計画にのっとり各市町村に少なくとも1つの総合型地域スポーツクラブをつくる、そういうことを推進していきましようという方向で打ち出されたものについて、西郷村が支援をしながら立ち上げてつくっていただいたものでございます。

これは、現在、平成28年度の状況によりますと、家族会員が59家族、個人会員が144人、それから子どもが50人、そういう会員によって組織されているクラブでございます。そのクラブの活動としては、それぞれの所属する団体が教室等を開いて運営して活動しておるものでございます。役員組織といたしましては、これは前に資料として議員各位にお渡しした経緯があったかと記憶しておりますが、今年度の西の郷スポーツクラブの会長は小針孝廣さん、副会長に秋山和男さん、それから真船善一郎さん、それから佐藤公春さんなどを含め、運営委員長、それから運営委員等々、会計、幹事までの役職を定めて運営しているものでございます。

この西の郷スポーツクラブに関しましては、現在も西郷村の体育施設であります体育館、野球場などの受付業務をはじめ、スケジュール管理などのそういう受付業務委託を行っている実績のある団体であります。

それから、先ほど佐藤富男議員のほうの質疑にありました委託契約書の中身についてでございますが、これはほかの議員のほうに配付していないのでちょっとあれなんです。まず、第4条につきましては、第4条、甲、甲というのは西郷村ですが、甲は委託業務に関し、自己にかかわって監督または指示をする監督員を置くことができる、村がそういう監督員を置くことができる。甲は、前項により監督員を置いたときは、監督員の職及び氏名を乙、乙は西の郷スポーツクラブです、乙に対して通知しなければならない。

つまり、この中身は、いわゆる監視業務委託について、これから、先ほど答弁がありましたが入札をして業者が決まって行って、これこれこういう者が監督業務に当たるといこととなりますね。それで、そのことに従って業務を行っていただくと。

(不規則発言あり) はい、そうなんです。それで、それに対して今ご指摘があったとおり、乙、西の郷スポーツクラブはその委託業務の実施について、自分にかわって技術上の管理をつかさどる主任技術者を置き、主任技術者の氏名を書面で甲、村に通知しなければならない。

つまり、主任技術者等については、こちらが監視業務委託をした業者の中から技術者等が、いわゆる西の郷スポーツクラブにかわってこの人を主任としてやりましたということ、(不規則発言あり) まだ、そこは結局監視業務委託は委託しておりません。(不規則発言あり) 運營業務の中ですが、結局運營業務の中身のところで監督業務ということについては、この西の郷スポーツクラブではできないと思いますので、その件に関してのやりとりだと思いますが、(不規則発言あり) その項1項をそこに上げているということだと思います。(不規則発言あり)

○議長(白岩征治君) 13番佐藤富男君。

○13番(佐藤富男君) 大体でたらめ過ぎますよ、今の話。みんなわかっているんで、わかって聞いているんですよ。だから、監督員というのは村が指名するんでしょう。当然、受託者だって、誰が誰だかわからないから、窓口わからないから、当然これは監督員を決めてもらう、全体のですよ。その中の主任技術者はそれなりの資格を持った、そういう方がこういうことで私が全部管理しますよということで監督員のほうに名前、氏名を公表するんでしょう。そして、そこで信頼関係を結ぶ。だから、村も、監督員もわからない、こちらの乙の西の郷もわからない。そういう中で15日から仮にも出発すると、だからあまりにもずさん過ぎるだろうということね。

あと、167条の2の施行令になってくると、これは随意契約についての法律なんだね。随意契約の中でも、この167条の2というのは、不動産の買入れまたは借り入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の……売買、賃貸、請負、その他の契約、その予定価格が、契約の範囲であまり入札に適さないからという条文なんだろう、恐らくね、使っているのは、そうなんだろう。だけれども、それならそれなりにきちんとそういった裏づけになるもの、その受託者がそれだけの資格があって、これが一番最善なんですよというものをやっぱり我々議会に対しても示す必要があるんじゃないですか。

時間もないんで、とりあえず、実際に西の郷スポーツクラブで誰が運営委員として運営をやるのか、その技術者は誰なのか、その方がどういう資格を持っているのか、これをまず書類でもって出してください。文面で、氏名も含めて。それからもう一つは、管理のほうの入札をするというんだけど、入札する指名業者、ちょっとここで出していただきたいと思います。

とりあえず、それだけまずお願いします。

○議長(白岩征治君) 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） とりあえず、そのメンバー表の写しを出してください。どなたが主任技術者で、どなたがその運営の受付業務とか何かをやるというか、決まっているんでしょう、もう、あさってからやるんですから。決まっているなら、それをここで言うとな、名前を出されて困る人はいないとは思いますが、それよりも私は気を使って文書で出してくださいと言ったんです。ここで言ってもらってもいいんですよ、名前を堂々と。それはどちらでもいいです、名前を言ってもらってもいいし、文面を出してもらってもいいし、出してください。

○議長（白岩征治君） 教育長、鈴木且雪君。

○教育長（鈴木且雪君） 今お知らせいただきたい旨のことに關しては、あとでまとめて渡したいと思います。決まっていない部分もあると思いますので、提出できる部分に關してはお知らせさせていただきます。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） この閉会後に、いずれ閉会後に文教厚生常任委員会がまた開けるわけなんで、文教厚生常任委員会できっちりとこれはもみたいと思います。ですから、そういったことも含めて、きちんと我々が納得できる資料を要求したいと思います。

それとやっぱりもう一つ、あれだけの施設を運営するのに運営委員会がないんですね、村民屋内プールの。誰が責任持ってやっているかわからないけれども、大体開館の、営業時間ではないけれども、開館時間ももう一律で午前9時から午後9時と決めておけば、誰でも安心してその時間で予定組めるんですよ、土曜、日曜も関係なく。それも、半端に午後1時から8時とか何かという曖昧で、午前中本当にみんな行きたくても行けない、村民が。誰のために、この時間を決めたんですか。職員のためですか、住民のためですか。住民の都合によって開館時間を決めるべきじゃないんですか。従業員とか受託者の都合でもって開館時間を決めたんではとんでもない話ですよ、これだけのお金かけて、5,000万円かけて。そういうことも含めて、時間内で、これは明らかにならないけれども、文教厚生常任委員会でやりたいと思います。

以上です。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君の質疑は終わりました。

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第73号「平成28年度西郷村一般会計補正予算（第3号）」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手多数）

○議長（白岩征治君） 挙手多数であります。

よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

◎議案第74号～議案第79号に対する一括質疑、討論、採決

○議長（白岩征治君） 続いて、日程第9、議案第74号から日程第14、議案第79号までの6件を一括して議題といたします。

一括して質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

次に、一括して討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより本6議案を一括して採決を行います。

議案第74号から議案第79号まで、本6議案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手多数）

○議長（白岩征治君） 挙手全員であります。

よって、本6議案は原案のとおり可決されました。

◎西郷村福祉の推進に関する特別委員会の中間報告の件

○議長（白岩征治君） 次に、日程第15、西郷村福祉の推進に関する特別委員会の中間報告の件を議題といたします。

福祉の推進に関する特別委員会の中間報告を求めます。

西郷村福祉の推進に関する特別委員会委員長、佐藤富男君。

○西郷村福祉の推進に関する特別委員会委員長（佐藤富男君） それでは、西郷村子育て支援及び高齢者福祉の推進に関する委員会の現在までの調査の経過報告を申し上げます。

平成28年3月から本委員会は活動を開始いたしました。そもそも、この福祉の推進に関する特別委員会の設置の原点は、西郷村議会議員定数を18名から16名に削減したことから始まりました。議員定数2名削減に至るまでの経過として、平成26年第3回定例会において西郷村議会議員定数適正化検討特別委員会が設置され、特別委員会の調査・研究の中でさまざまな意見を検討し、議員定数削減によって生じる2名分の議員報酬に相当する額は、西郷村の子育て支援及び高齢者の生活支援のために基金条例を制定して全額積み立て、基金の運用については基金の趣旨に沿った運営を図り、議会の意思を反映することを村長に要望するということといたしました。

その際、西郷村の子育て支援及び高齢者の生活支援を行うための事業を議会として調査検討するために、西郷村福祉の推進に関する特別委員会が平成28年3月議会で設置されました。委員会は、西郷村行政が現在行っている福祉政策を深く認識することから始まっております。西郷村の例規集や要綱などを見ると、相当数の福祉政策や事業等があり、これらの詳細な内容と事業を推進する仕組み、そして、これらの事業をサポートする運営団体等の活動状況を把握しつつ、西郷村の福祉事業の現状、問題

点などを的確に把握し、委員会の最終目的は西郷村の住民に寄り添ったきめ細やかな西郷村の新しい福祉行政政策の立案を提案し、住民福祉向上のために寄与していくことを委員会の運営目標としております。

西郷村の福祉の現状を把握することで、そこに見えてくる問題等に対して、村が早急に進めるべき福祉政策と段階的、継続的に取り組むべき課題を導き出し、その政策立案の実現に向けて推進することができる。このような観点から、私たち西郷村福祉の推進に関する特別委員会は、委員全員が住民福祉の向上を推進していくという思いを共有しながら、これからの西郷村の子育て支援と高齢者福祉のために住民ニーズを的確に捉え、調査・研究を行う中で、委員討議・検討を行い、今後の政策への取り組み要望を政策提案として集約をいたしました。

本提案が、今後の西郷村の福祉行政政策推進の一端に資するよう要望するものではありますが、現在まで行ってきた内容につきましては、3ページから調査研究の経過を記しております。平成28年3月17日の第1回から平成28年12月13日までのおおむね10回の委員会を開催し、さまざまな観点から議論をしてきたところであります。

そしてまた、5ページにありますように調査研究のまとめとして、いわゆる各委員からたくさんの16項目等に及ぶくらいの提案がありましたが、これらについても慎重に審議してまいりました。

また、一方、村民との意見交換会を平成28年8月26日午後6時半から、村商工会会館の2階において行いました。その村民との意見交換会には、参加団体として老人クラブ関係5団体、上野原コスモスクラブ、障害者関係3団体、そしてまた保育園、幼稚園保護者会3団体の方々にご出席賜り、さまざまな観点からご意見を頂戴したところであります。

そのご意見の内容につきましては、6ページの下段から記してあります。

そしてまた、8ページには、この中で特に住民要望の実現のために予備費を柔軟に対処してほしい、行政区より要望を上げても予算不足を理由にすぐに対応してもらえない、要望は2年目以降など複数年にかかることがわかった、村の予算に予備費があるはずだ、柔軟に使って何とか速やかに実現することに議会から後押ししてほしいという意見もありました。

また、交通弱者の人に便利な移動手段を早期に実現してほしい。いわゆる生きがいを感じさせる環境づくりを、村に移住しても不便だから老後は都会に戻るという選択肢が出てくる、やはり都会は便利、今運転できる人もやがて運転できなくなったときのことを考えてヒッチハイク、ポイント制など足を確保することが大切だと思う、早くそういう仕組みをつくってほしい、このような切実な現実的なご意見も賜ってきたところであります。

そしてまた以上、こういう中で、子育て支援にかかわる提案事業については10項目、高齢者福祉にかかわる提案につきましては6項目が、村として早急に事業を進めなければならない事業ではないかと各委員から提出された政策提案であります。その

中で特に、四役会議に一任されて審議された結果、政策提言の中から5つの政策提案を四役会議のほうで決めさせていただきました。

その5つの中身でございますが、関係者からの意見交換会での意見、要望を踏まえ、各委員からの事業提案をもとに、下記のとおり特別委員会として平成29年度事業の政策を提案する。

(1) 子育て支援に関する事項。1つ、楽器の提供、情操教育の向上。各保育園、幼稚園（私立も含む）、各小・中学校へ楽器の購入及び音楽を通じた情操教育の一環として音楽に親しむ機会の推進を図る。

2つ目として、図書館環境整備事業であります。住民要望でもある新作図書の蔵書購入費の増額を図る。

3つ目として、リフレッシュ事業サポート事業で、東日本大震災で被災された方を対象に被災者サポート事業の一環として、平成29年4月22日、23日に新潟県で実施される「いのちキラキラ夢の国フェスタ」保養イベントへ参加することで、必要な、いわゆる甲状腺検査の受診、医師への相談、健康上の不安解消など、原発事故によってさまざまな精神的また肉体的なものがある方々に対するリフレッシュを図ると。これは受け入れ団体があつて非常に安く、無料で行けるところでありますので、その交通費等を支援しようという事業であります。

4番目として、資源回収奨励金の増額であります。現在実施の資源回収奨励金とは別に、子育て支援として既存の単価に上乘せして奨励金の増額を図るという事業であります。これも、やはり地元の子ども会、スポーツ少年団、さまざまなそういう団体に対しても非常にもっともっと支援の輪を広げていくということでの増額であります。

そして、高齢者福祉に関しましては今回は1点のみであります。公民館活用で心も身体もリフレッシュ事業ということで、事業実施を展開していくためには、スクリーンを利用することで健康体操、指導者が不在であっても映し出された映像を見ながら運動することで、高齢者の心身のリフレッシュ及び介護予防の推進を図ることができる。このため、持ち運び可能なプロジェクター、スクリーン、パソコンなどの購入費の増額を図る。いわゆる、まさにピンピンキラリの事業を推進するための大きな力となる事業であります。また、この事業は、事業実施において核となるボランティアの育成も同時に図ることができるということで、この5つに絞って今回は村長のほうに提案しようということになりました。

そしてまた、西郷村子育て支援及び高齢者福祉の推進に関する要望書であります。こちらは各委員から出されました項目について、今回は村のほうに出すべき事業だろうということでございまして、これについては別途、村長のほうに要望しようということで要望書を作成いたしました。

要望事項につきましては、当委員会において調査、検討した結果、早急に対応しなければならない事業については、当委員会、西郷村子育て支援及び高齢者福祉の推進に関する政策提案として村長へ提出いたしますが、各委員による提出された事業案で

政策提案から外れた以下のものについては、委員会にて要望事項として村長へ提出し、今後の事業計画の検討課題の一つとしていただきたく要望するものであるということでございます。

その中身についてですが、（１）子育て支援に関すること。インフルエンザ予防接種費用の助成を図ってほしいと、それから新保育園整備事業に助成をしてほしい、３つ目として保育園、幼稚園に「英語で遊ぼう」授業を推進してほしい、４番目として学校給食費の無料化も進めてほしい、５番目として小・中学校ＩＣＴ環境整備事業も推進してほしいということであります。

次に、高齢者福祉に関する事項でございますが、５項目ありますが、１つとして介護保険料の引き下げ（補填）を行ってほしい、また、自立者への紙おむつの支給も今後検討していただきたい、また、３つ目として高齢者社会体育施設の整備、例えばパークゴルフ場、グラウンドゴルフ場などの整備を図ってほしい、それから、４番目として交通弱者の足の確保も図ってほしいということであります。最後に、公共施設環境整備事業として、役場庁舎敷地内の屋外トイレの設置も図ってほしい。村民からかなり要望の多いものでありますので、これも進めてほしいということであります。

なお、詳細につきましては、このグラフのようにカラー刷りの入っていますので、関係者の職員の皆さん、村長さんには見ていただいて、最大限の善処をお願いをしたいと思います。

また、もう１点の西郷村内の国道、県道及び村道に係る横断歩道、一時停止線等の早期修繕を求める陳情書の提出についてなんですが、これは委員から出まして、横断歩道、それからそういったものの線引きが非常に薄れてしまって危険であると。子どもたちの安全、また村民の安全を考えたときに、やはりこのような道路標示のみ修繕し、横断歩道が未修繕のまま残ってしまうことは、さらなる苦情の原因となっているということで、今回、別途議会の中で決議し、関係官庁に要望、陳情していくということで決まりましたことを報告して、委員長報告とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（白岩征治君） 西郷村福祉の推進に関する特別委員会の中間報告が終わりました。

◎休憩の宣告

○議長（白岩征治君） ここで、提案書の申し入れのため暫時休憩いたします。

（午後１時４８分）

◎再開の宣告

○議長（白岩征治君） 再開いたします。

（午後１時４９分）

◎発議第１３号の上程

○議長（白岩征治君） 次に、日程第１６、発議第１３号を議題といたします。

◎発議第１３号に対する質疑、討論、採決

○議長（白岩征治君） 発議第１３号につきましては、先ほど特別委員会の中間報告で委員長から説明がありましたので、提案の趣旨説明につきましては省略したいと思います。

すが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 異議なしと認めます。

よって、趣旨説明を省略し、発議第13号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

発議第13号「西郷村内の国道、県道及び村道に係る横断歩道、一時停止線等の早期修繕を求める陳情書の提出について」に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(白岩征治君) 挙手全員であります。

よって、発議第13号は原案のとおり可決されました。

◎閉会中における継続審査の結果について

○議長(白岩征治君) 次に、日程第17から日程第20までの「閉会中における継続審査の結果」については、調査を実施した各委員長からお手元に配付したとおり報告がございました。この「閉会中の所管事務並びに所掌事務調査報告書」のとおり報告を受けたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 異議なしと認めます。

◎各委員会の閉会中の所管及び所掌事務調査の件

○議長(白岩征治君) 次に、日程第21から日程第25までの各委員会の閉会中の継続審査の件を議題といたします。

お手元に配付いたしましたとおり、各委員長から、会議規則第75条の規定により、所管事務及び所掌事務調査及び付託事件について閉会中の継続審査の申し出がございました。

おはかりをいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(白岩征治君) 挙手全員であります。

よって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

これで本日の日程は全部終了いたしました。

なお、本会議中、誤読などによる字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては議長に一任いただきたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 異議なしと認めます。

よって、議長に一任をいただきます。

◎閉議の宣告

○議長(白岩征治君) 会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長(白岩征治君) これをもちまして、平成28年第4回西郷村議会定例会を閉会といたします。大変ご苦労さまでした。

(午後1時53分)

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成28年12月13日

西郷村議会 議長 白岩 征治

署名議員 佐藤 富男

署名議員 大石 雪雄